

## 三浦市物品調達・業務委託に係る一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三浦市が発注する物品調達（物品の購入、借入れ及び印刷物の製作）及び業務委託の契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を円滑に行うため、三浦市契約規則（昭和40年9月1日規則第13号）及び三浦市上下水道部契約規程（昭和42年4月1日水道企業管理規程第12号）に定めるほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般競争入札 地方自治法施行令第167条の5の2の規定により、入札参加資格を定めて行う競争入札方式をいう。
- (2) 営業種目 三浦市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された種目をいう。

### (対象)

第3条 一般競争入札の対象は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品の購入 設計金額が80万円を超えるもの
- (2) 物品の借入れ 設計金額が40万円を超えるもの
- (3) 印刷物の製作 設計金額が130万円を超えるもの
- (4) 業務委託 設計金額が50万円を超えるもの

### (公告)

第4条 一般競争入札を実施する場合、三浦市契約規則第7条及び三浦市上下水道部契約規程第8条（入札の公告）に規定するその他の方法は、新聞紙、本市ホームページ又はかながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて実施する場合は同システムを利用し公表することをいう。

### (入札参加者の資格要件)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該契約を履行するために必要な営業種目で、名簿に登録を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく三浦市の入札参加資格制限を受

けていない者

(3) 三浦市指名停止等措置要領（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でない者

2 前項に規定するほか、当該契約の内容等必要に応じて、次の各号に掲げる事項を入札参加資格として定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、前条に規定する公告において明記しなければならない。

(1) 本店又は営業所の所在地

(2) 当該契約と同種及び同規模以上の実績

(3) 業務従事者数及び配置予定技術者等の履行体制

(4) 官公署の許認可の取得状況

(5) 特殊技術、機械器具及び設備の保有状況等

(6) 消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税を滞納していない者

(7) 公告の日から過去6ヶ月の間に、取引銀行における不渡手形又は不渡小切手を出したことの無い者

(8) 債務の不履行がなく、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がなされていない者

(9) その他、公正な競争を維持するために必要と判断される事項

3 入札参加資格の設定は、原則として設計金額が第3条第1項の各号に掲げる金額を超え、2,000万円未満のものにあつてはあらかじめ委員会が定めた基準に基づき契約事務主管課が行い、設計金額が2,000万円以上のものにあつては委員会が行うものとする。

(入札参加資格確認の申請)

第6条 一般競争入札に参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、「一般競争入札参加者資格確認申請書」（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類のうち、公告において指定するものを添付して、公告に定める日までに市長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、電子入札システムを用いて実施する場合は、同システムにより申請するものとする。

(1) 「配置予定技術者届」（第2号様式）（添付が条件とされている場合）

(2) 消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市民税並びに固定資産税の納税証明書（添付が条件とされている場合）

(3) 「同種業務実績届」（第3号様式）（添付が条件とされている場合）

(4) 「同種納入実績届」（第4号様式）（添付が条件とされている場合）

2 提出書類等の用紙類については、公告の日から契約事務主管課において配布し、又は本市ホームページに掲載するものとする。

(入札参加資格の事前審査)

第7条 前条に規定する申請があったときは、原則として設計金額が2,000万円未満のものにあつては契約事務主管課が、設計金額が2,000万円以上のものにあつては委員会が、必要書類を提出させ、入札前に入札参加資格の有無の確認を行うものとする。この場合において、入札参加資格の審議に供するため、契約事務主管課は、「一般競争入札参加者資格確認書」(第5号様式。以下「資格確認書」という。)を作成し、委員会に提出するものとする。

- 2 市長は、入札参加資格の審査結果について、「一般競争入札参加資格確認通知」(第6号様式)により、公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。ただし、電子入札システムを用いて実施する場合は同システムにより申請者に通知するものとする。なお、入札参加資格がないと認めた場合は、必ずその理由を明記しなければならない。
- 3 入札参加資格の確認結果については、公表しない。

(入札参加資格の事後審査)

第8条 契約主管課は、原則として設計金額2,000万円未満のものについては、開札後に予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、必要な書類を提出させ資格確認書を作成して落札候補者の審査を行わなければならない。ただし、設計金額2,000万円以上のものについての事後審査は行わない。

- 2 審査の結果については、「落札者決定通知書」(第9号様式)により落札候補者に速やかに通知するものとする。ただし、電子入札システムを用いて実施する場合は、同システムにより通知するものとする。なお、入札参加資格がないと認めた場合は、必ずその理由を明記しなければならない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第9条 第7条第2項及び前条第2項の通知を受けた者が、入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めた場合は、書面により速やかに回答しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第10条 当該契約に係る仕様書、設計書等(以下、「関係書類」という。)を、公告の日から資格確認申請受付期限までの間、閲覧に供する。

(現場説明)

第11条 一般競争入札にあっては、申請者に対する現場説明会は行わず、関係書類を本市ホームページもしくは電子入札システムからダウンロードさせ、又は有償配布することをもってこれに代えるものとする。

(質問書の提出と回答書)

第12条 関係書類について質問のある者は、公告に定める日までに、「一般競争入札質問書」(第7号様式。以下「質問書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 「質問書」に対する回答は、各質問事項を一括して「一般競争入札回答書」(第8号様式)により回答する。

3 電子入札システムを利用し実施する場合は前2項の規定にかかわらず、別に定める方法により行うことができる。

(内訳書の提示)

第13条 市長が特に必要と認めた場合には、一般競争入札の第1回目の入札に当たり、入札者は内訳書を提示しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年11月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。